

大規模小売店舗立地法第5条第1項の届出
【クスリのアオキ西条新田店】

届出日 令和4年5月10日
 公告日 令和4年5月23日
 縦覧期間 令和4年5月23日 ～ 令和4年9月26日
 設置者による地元説明会の開催日 令和4年6月30日

届出者(建物設置者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住所 |
|----------------------------|-----------------|
| 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 | 石川県白山市松本町2512番地 |

【届出の内容】

| | | | |
|--|-------------------------|----------------------|-------------------|
| 大規模小売店舗の名称及び所在地 | | | |
| 名称 | クスリのアオキ西条新田店 | | |
| 所在地 | 山梨県中巨摩郡昭和町西条新田字村北249番 外 | | |
| ○ 本件は、県道5号線(アルプス通り)の竜王南小南交差点の南側にドラッグストアを新設する旨の届出である。 | | | |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 | | | |
| 氏名又は名称 | | 住所 | |
| 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 | | 石川県白山市松本町2512番地 | |
| 大規模小売店舗の新設をする日 | | 令和5年1月11日 | |
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | | 1,327 m ² | |
| (大規模小売店舗の床面積の合計) | | 1,533 m ² | |
| (大規模小売店舗の敷地面積の合計) | | 5,035 m ² | |
| 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 | | | |
| 駐車場の位置及び収容台数 | | 駐輪場の位置及び収容台数 | |
| 位置 | 建物配置図(図面3) | 位置 | 建物配置図(図面3) |
| 収容台数 | 50 台 | 収容台数 | 25 台 |
| 指針台数 | 50 台 | | |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | | 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | |
| 位置 | 店舗平面図(図面4) | 位置 | 店舗平面図(図面4) |
| 面積 | 20 m ² | 容量 | 13 m ³ |
| | | 指針容量 | 12 m ³ |
| 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 | | | |
| 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | |
| 開店時刻 | 9 時 | 駐車場 | 8時30分～翌0時30分 |
| 閉店時刻 | 翌 0 時 | | |
| 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | | 荷さばきを行うことができる時間帯 | |
| 出入口の数 | 3 箇所 | 荷さばき施設 | 6時～22時 |
| 出入口の位置 | 建物配置図(図面3) | | |

【交通関係】

交差点需要率等の予測

- 店舗周辺2箇所の交差点で交通量調査を実施し、平日・休日それぞれのピーク時間帯を計測した。
 交差点A : 竜王南小南 (平日:18時~19時、休日:14時~15時)
 交差点B : ※交差点名なし (平日:8時~9時、休日:13時~14時)

- 開店後のピーク1時間当たりの新規発生交通量については、指針の必要駐車台数の計算式から算出した。

一日の来店自動車台数 : 563 台 ピーク1時間の来店自動車台数 : 81 台

- アクセス経路を考慮し、4つのエリアに分割し、ピーク時の発生自動車来店台数に各エリアの世帯数構成比を乗じて、エリア別来店台数を設定した。

| | | | | | |
|--------|------|-----|--------|--------|------|
| エリア1-1 | 店舗北側 | 構成比 | 23.3 % | ピーク時台数 | 19 台 |
| エリア1-2 | 店舗東側 | 構成比 | 16.5 % | ピーク時台数 | 13 台 |
| エリア1-3 | 店舗西側 | 構成比 | 26.2 % | ピーク時台数 | 21 台 |
| エリア2 | 店舗南側 | 構成比 | 34.0 % | ピーク時台数 | 28 台 |

- 現況交通量のピーク時間帯交通量に来店ピーク時の新規発生交通量を加え、開店後の交差点需要率を予測した。

- 各信号交差点において、交差点需要率は、0.9を下回った(下表参照)。

※交差点Aは多現示交差点のため、損失時間を考慮した交差点需要率上限値を下回った。

- 一般的に0.9以下であれば円滑な交通処理が可能と考えられる。

| 交 差 点 | 平休別 | ピーク時間帯 | 現 況 | 開 店 後 |
|-----------------|-----|-------------|-------|-------|
| 交差点A (竜王南小南) | 平日 | 18 時 ~ 19 時 | 0.455 | 0.479 |
| | 休日 | 14 時 ~ 15 時 | 0.317 | 0.331 |

【騒音関係】

等価騒音レベルの予測 ※周囲の各方向から最も影響を受けやすい住居等の屋外で予測する。

- 計画地周辺の用途地域は無指定地域であるが、騒音規制法における区域区分が第2種区域に指定されているため、都市計画法による用途地域は住居地域相当とみなし、環境基準の地域の類型はBとし、昼間55dB以下、夜間45dB以下を基準値として評価した。
- 予測地点は、最も騒音の影響を受けやすい住居が立地し又は立地可能な地点とした。また、予測地点において、高さ(騒音源の高さ、土地の高低差)についても考慮した。
- 全ての予測地点において環境基準値を下回った(下図参照)。

昼間の等価騒音レベルの予測値
(午前 6 時～午後 10 時)

夜間の等価騒音レベルの予測値
(午後 10 時～午前 6 時)

| 予測地点 | 類型 | 基準値 | 予測値 | 予測地点 | 類型 | 基準値 | 予測値 |
|------|----|-------|---------|------|----|-------|---------|
| A | B | 55 dB | 47.9 dB | A | B | 45 dB | 38.6 dB |
| B | B | 55 dB | 47.3 dB | B | B | 45 dB | 44.0 dB |
| C | B | 55 dB | 54.5 dB | C | B | 45 dB | 34.8 dB |
| D | B | 55 dB | 46.1 dB | D | B | 45 dB | 33.4 dB |

夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測 ※敷地の境界線で予測する。

- 予測地点の騒音規制法における区域の区分は第2種区域に該当するため、夜間の規制基準値は45dBである。
- 予測地点は、夜間の騒音発生源の最も影響を受けやすい敷地境界の地点とした。また、予測地点において、高さ(騒音源の高さ、土地の高低差)についても考慮した。
- 夜間の自動車走行騒音以外の騒音レベルの最大値(合成値)について、b地点で規制基準値を下回った。敷地境界a地点では規制基準値を上回ったが、保全対象側のa'地点では規制基準値を下回った。なお、近隣住民から苦情等があった場合には、誠意を持って対応するとしている。

夜間の自動車走行騒音以外の騒音レベル最大値(合成値)

| 予測地点 | 区域の区分 | 規制基準値 | 予測値(最大) |
|------|-------|-------|---------|
| a | 第2種区域 | 45 dB | 47.4 dB |
| a' | 第2種区域 | 45 dB | 31.4 dB |
| b | 第2種区域 | 45 dB | 43.5 dB |

- 夜間の自動車走行騒音レベルの最大値について、c・f地点で規制基準値を下回った。d・e地点では規制基準値を上回ったが、保全対象住居の居住者に対して事前に説明を行い了承を得ている。なお、近隣住民から苦情等があった場合には、誠意を持って対応するとしている。
- 夜間(22時～翌0時30分)の日来自動車台数88台に対して、交差点Bの同時間帯の現況交通量は、平日220台、休日164台と2倍程度の交通量となっていることから、出店後の騒音による影響は、現状の騒音を悪化させるものではないと考えられる。

夜間の自動車走行騒音レベル最大値評価

| 予測地点 | 区域の区分 | 規制基準値 | 予測値(最大) |
|------|-------|-------|---------|
| c | 第2種区域 | 45 dB | 44.5 dB |
| d | 第2種区域 | 45 dB | 48.7 dB |
| e | 第2種区域 | 45 dB | 56.9 dB |
| f | 第2種区域 | 45 dB | 43.6 dB |

届出に係る意見の状況 【クスリのアオキ西条新田店】

○ 昭和町からの意見書(法第8条第1項)

(令和4年6月3日付け昭環経第154号)

| 事項(項目)名 | 意見の内容 | 理由 |
|-------------|--|--|
| 駐車場の位置及び構造等 | 駐車場について、駐車場法第11条に規定する路外駐車場の構造及び設備に該当する場合、駐車場法施行令第7条に規定する技術的基準に適合させること。 | 駐車場の計画が路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が500㎡以上である場合、駐車場法施行令第7条に規定する技術的基準に適合させる必要があるため。 |

○ 意見を有する者からの意見(法第8条第2項)

意見なし

○ 連絡会議構成所属からの意見の概要(連絡会議運営要領第3条第2項)

| 所属名 | 生活環境の保持の見地からの意見の概要 |
|----------|---|
| 交通規制課 | 駐車需要の充足等交通に係る事項 店舗の南西角の十字路交差点は事故多発交差点であることから、店舗出入口は計画どおりの位置に設置すること。 |
| | 駐車需要の充足等交通に係る事項 上記交差点に対して、押しボタン式信号機の設置要望があるので、参考とすること。 |
| 交通政策課 | 歩行者の通行の利便の確保等 当該店舗の出入口が通学路となっていることから、来客車両等の出入りについて、通学路を利用する児童に対する交通安全へ配慮すること。 |
| 環境整備課 | 廃棄物に係る事項等 区分した一般廃棄物と産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、法に規定する収集運搬又は処分を委託できる者に委託すること。 また、委託先等決定後は、その結果を速やかに報告すること。 |
| 景観づくり推進室 | 街並みづくり等への配慮等 届出書に記載された行為は、景観法に基づく山梨県景観条例の届出を要する行為に該当するため、中北建設事務所と協議および届出を提出すること。 |